

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名				
当 期 連 結 留 保 金 額 の 計 算	連 結 留 保 所 得 金 額 (別表四の二「55の②」)		1	円		所 得 基 準 額 の 計 算	連 結 所 得 金 額 (別表四の二「55の①」)		17	円	
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「2」の合計額)		2				非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)		18		
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「3」の合計額)		3				外国子会社等から受ける 剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「31」の合計額)		19		
							受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二「9」)		20		
	前 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「4」の合計額)		4				受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八の二「14」から連結法人間配当 等の額に係る金額を除いた金額)		21		
	当 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「5」の合計額)		5				法人税額の還付金等(過誤納及び 中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)		22		
	連 結 法 人 税 額 及 び 連 結 地 方 法 人 税 額 (別表一の二(一)「4」+「5」+「7」+「10」の 外書)－「11」－「18」+「35」－「38」－「39」)		6				連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表四の二「46」)		23		
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「17」の合計額)		7				被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二「7」)		24		
	当 期 連 結 留 保 金 額 (1)+(2)－(3)+(4)－(5)－(6)－(7)		8				新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「38」の合計額)		25		
							対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「39」の合計額)		26		
積 立 金 基 準 額 の 計 算	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額		9			の 計 算	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「40」の合計額)		27		
	同 上 の 2 5 % 相 当 額		10				沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二(一)「14」+「16」+「17」)		28		
	期 首 連 結 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)「20の①」)－(4)		11				国際戦略総合特別区域における 指定特定事業法人の連結所得の金額の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「42」の集計額)		29		
							収用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二(二)「18」+「31」+「34」+ 「37」+「40」)又は別表十の二(二)「47」)		30		
	期 中 増 減	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 利 益 積 立 金 額	12				肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「44」の合計額)		31		
		適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 利 益 積 立 金 額	13				連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(三)「10」)		32		
	期 末 連 結 利 益 積 立 金 額 (11)+(12)－(13)		14				課 税 対 象 金 額 等 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「46」の合計額)		33		
	積 立 金 基 準 額 (10)－(14)		15				連 結 所 得 等 の 金 額 (17)－(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)－ (27)+(28)±(29)+(30)+(31)+(32)－(33)		34		
							所 得 基 準 額 (34)×40%		35		
							連 結 留 保 控 除 額 (15)、(16)又は(35)のいずれか多い金額)		36		
定 額 基 準 額 2,000万円× $\frac{1}{12}$			16			課 税 連 結 留 保 金 額 (8)－(36)		37	0 0 0		
連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算											
課 税 連 結 留 保 金 額						税 額					
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (37)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)			38	円 0 0 0		(38) の 10 % 相 当 額			42	円	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((37)－(38))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ －(38))のい ずれか少ない金額)			39	0 0 0		(39) の 15 % 相 当 額			43		
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (37)－(38)－(39)			40	0 0 0		(40) の 20 % 相 当 額			44		
計 (37) (38)+(39)+(40)			41	0 0 0		計 (42)+(43)+(44)			45		

別表三の二 平二十八・四・二十以後終了連結事業年度分